

施策Ⅲ 在宅介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた介護サービス基盤を計画的に推進していきます。

(1) 非該当者や軽度者に対する介護予防の推進

特定高齢者、要支援・要介護1の者に対する介護サービスについては、介護保険制度の動向を踏まえつつ、利用者の生活機能の回復につながるようなサービス提供という観点に立って、必要となる基盤整備の促進に努めます。

(2) 中重度者を支える在宅サービスの充実・強化

要介護状態となっても自宅で介護を受けたいとする高齢者が多い中、居宅サービス、地域密着型サービスなどにより、在宅サービスの充実に努めます。

施策Ⅳ 在宅介護サービスの質的向上

介護サービスについては、量的な整備とともに、その質の向上を図る必要があります。介護従事者及び介護支援専門員の資質の向上にかかわっていくほか、市に指定権限がある地域密着型サービス事業者の指導等により、介護サービスの質的向上を目指します。

(1) 介護従事者の研修体制の整備

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のための研修の実施について事業所の啓発や情報提供に努めます。

(2) 介護支援専門員の資質の向上

介護保険制度の円滑な運営のためには、制度の要である介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上に取り組むことが必要ですので、地域包括支援センターが中心となり、ケアマネジャーの支援体制の整備を図ります。

(3) 地域密着型サービス事業者の指導監督

地域密着型サービス事業者の実地指導、監査のほか、事業者の選定、指定更新、運営推進委員会など、様々な機会をとらえて実態を把握し、適正なサービスの提供を確保するよう、指導監督していきます。

(4) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化や、制度の周知に努め、低所得者への配慮や苦情処理体制の整備など、利用者保護の立場に立った施策を推進します。

施策Ⅴ 介護予防等の推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、要介護状態になっても状態をそれ以上悪化させないようにするため、生活上の様々な課題を抱える個々の高齢者の実態に即した支援を行い、一貫性・連続性のある介護予防システムを確立します。特に要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、対応することで介護予防の効果を高めます。

また、認知症に対する理解を深め、認知症予防や認知症高齢者の支援を進めます。

(1) 介護予防の継続的な推進

高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、要介護状態になったり要介護状態が悪化したりしないようにする介護予防の取り組みを推進します。

具体的には、要支援・要介護になる前段階の者（特定高齢者）を対象に行う地域支援事業、軽度者を対象に行う新予防給付、医療保険者による保健事業、地域リハビリテーション対策及び地域住民等の自主的な活動として実施するものなどのサービスが連続性・一貫性をもって提供されるよう、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関や担当部局が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制を確保することができるような事業展開を図ります。

(2) 特定高齢者の把握の推進

高齢者が疾病や要介護状態に陥る危険要因（疾病などの医学的要因とともに、閉じこもりなどの社会的要因も含む。）について情報の把握や評価を行った上で、個々の高齢者に対する個別健康教育を実施します。

生活機能評価の受診率の向上を目指すほか、事後指導の充実を図り、データの時系列的把握に努めるとともに、保健、医療との連携を図るなど、特定高齢者の早期発見・早期対応や、個々の課題に即した支援と評価により、介護予防の効果を上げる事業を展開していきます。